

高島町訪問型(独自)サービスコード表(R6.4月～)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位				
種類	項目										
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合 <b>1,176単位</b>		<b>1,176</b>	1月につき				
A2	2111	訪問型独自サービス11 日割			日割の場合 ÷ 30.4日	39単位	<b>39</b>	1日につき			
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)週に2回程度の場合 <b>2,349単位</b>			<b>2,349</b>	1月につき			
A2	2211	訪問型独自サービス12 日割			日割の場合 ÷ 30.4日	77単位	<b>77</b>	1日につき			
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)週に2回を超える程度の場合 <b>3,727単位</b>			<b>3,727</b>	1月につき			
A2	2321	訪問型独自サービス13 日割			日割の場合 ÷ 30.4日	123単位	<b>123</b>	1日につき			
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287単位	<b>287</b>	1回につき			
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	<b>179</b>				
A2	2621	訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合	220単位	<b>220</b>				
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163単位	<b>163</b>				
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合	12単位減算	<b>-12</b>	1月につき			
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11 日割				日割の場合	1単位減算		<b>-1</b>	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)週に2回程度の場合		23単位減算		<b>-23</b>		1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12 日割			日割の場合	1単位減算	<b>-1</b>		1日につき		
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)週に2回を超える程度の場合		37単位減算	<b>-37</b>			1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13 日割			日割の場合	1単位減算	<b>-1</b>				1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算		<b>-3</b>		
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算		<b>-2</b>		
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算		<b>-2</b>		
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	<b>-2</b>					
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		1月につき				
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算						
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算						
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算		1日につき				
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算						
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の15%加算	1回につき					
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	1月につき					
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算	1日につき					
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の10%加算	1回につき					
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき					
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の5%加算	1日につき					
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数			所定単位数の5%加算	1回につき					
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200		1月につき			
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100					
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200					
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算		1日につき				
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の137/1000 加算	1月につき				
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の100/1000 加算					
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の55/1000 加算					
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の63/1000 加算	1月につき				
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の42/1000 加算					
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000 加算						

【色分けルール】

- …変更
- …新規
- …削除